

宮城県地域移行推進体制整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築を推進し、地域共生社会を実現することを目的として、宮城県（以下「県」という。）内の精神科病床を有する病院（以下「精神科病院」という。）及び相談支援事業所における精神疾患や精神障害を有する者の地域移行支援・地域定着支援を推進するため、当該人材確保及び人材育成に要する経費に対し、予算の範囲内において宮城県地域移行推進体制整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、宮城県地域移行推進体制整備事業実施要綱（令和6年10月1日施行）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 地域移行支援とは、精神科病院の入院患者等に対して、住居の確保や地域生活に移行するための相談等の支援を行うことをさすものとする。
- (2) 地域定着支援とは、居宅において単身等で生活する精神障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等への支援を行うことをさすものとする。
- (3) 療養生活継続支援加算とは、「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」（令和6年厚生労働省告示第57号）第2条別表第一第2章第8部第1節区分I002通院・在宅精神療法（1回につき）の注8に規定する算定要件を満たす診療報酬をさすものとする。

(交付対象等)

第3 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、別表1に定める仙南及び仙台（仙台市を除く）地域に所在する精神科病院及び相談支援事業所のうち、下記のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等。
- (2) 県税に未納がある者。

(補助事業)

第4 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。

(1) 人材確保事業

趣 旨	精神科病院における地域移行支援・地域定着支援の充実のための体制整備推進
補助事業者	この要綱の施行日時点において「療養生活継続支援加算」を算定していない精神科病院
補 助 内 容	精神科病院が「療養生活継続支援加算」を算定するために新たに採用した専任の精神保健福祉士の人件費の補助

(2) 人材育成事業

趣 旨	精神疾患や精神障害を有する者の地域移行支援・地域定着支援にかかる知識・技能の習得や維持のための人材育成
補助事業者	精神科病院、相談支援事業所
補 助 内 容	精神疾患や精神障害を有する者の地域移行支援・地域定着支援にかかる知識・技能の習得や維持のための人材育成（以下）に要する経費の補助 ① 自所属内で実施する研修会・セミナー等 ② 自所属外で実施する研修会・セミナー等（外部研修への派遣） ③ その他知事が認める活動

(補助対象経費及び補助金の額等)

第5 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、事業の区分、基準額及び補助率は、別表2に定めるとおりとし、補助限度額は人材確保事業につき補助事業者1か所あたり3,500千円、人材育成事業につき補助事業者1か所あたり150千円とする。

2 補助金の交付額は、次の各号により算出された額とする。

(1) 別表2の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。

(2) 前号により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助事業者において、「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助

金（平成21年8月25日厚生労働省発障0825第1号厚生労働事務次官通知の別紙）」を活用した事業により、既に当該補助金の交付を受けている事業又は交付申請をしている事業は対象外とする。

（補助金の交付の申請）

第6 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 消費税法（昭和63年法律第108号）に定める課税事業者（以下「課税事業者」という。）は、前項の補助金の交付の申請をするにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 規則第3条第2項の規定による補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 算出内訳書（様式第4号）
- (4) 歳入歳出予算（見込み）書抄本（様式第5号）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（様式第6号）
- (6) 療養生活継続支援加算の施設基準に係る届出の写し（第4(1)人材確保事業の申請をする場合のみ）
- (7) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付の条件）

第7 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、様式第7号により知事の承認を受けるものとし、その添付書類は、第6の規定を準用すること。ただし、次に掲げる重要な変更以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。

イ 補助事業に要する経費全体の20%以上の減額を伴う変更

ロ 経費区分の相互間において、補助対象経費のいずれか低い額の20%以上の経費

を流用する変更

- (2) 補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ様式第8号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、様式第9号により知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 他の助成金等の交付を受けている場合（見込みを含む。）は、速やかに、知事に報告すること。
- (5) 補助事業者は、補助事業により取得又は効用の増加した財産について、補助事業完了後も、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 補助事業を実施するためのいかなる契約においても、当該契約の相手方が当該契約の内容について一括して第三者に実施させることを認めてはならない。

（補助金の交付の決定）

第8 知事は、補助金交付申請の内容が適正であると認めるときは補助金の交付決定を行うものとする。

2 知事は、前項による交付決定を行うにあたっては、第6第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第6第2項のただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第9 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条第1項の規定により補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から十五日以内に、様式第10号により申請を取り下げることができる。ただし、知事が特に必要と認める場合には、この期間を短縮し、又は延長することがある。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（決定の取消し）

第10 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特

別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 知事が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき知事が行った処分に違反したとき

2 知事は、前項の規定による決定の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(状況報告)

第11 知事は、必要があると認める場合は、規則第10条の規定により補助事業の遂行の状況に関して報告を求めるものとする。

2 前項の場合には、補助事業者は、速やかに補助事業の遂行状況を知事に報告しなければならない。

(実施報告)

第12 規則第12条第1項の規定による補助金の事業実施報告は、様式第11号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 課税事業者は、前項の実施報告を行うにあたり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 規則第12条第1項の規定による補助金の事業実施報告に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施報告書（様式第12号）
- (2) 収支精算書（様式第13号）
- (3) 算出内訳書（様式第14号）
- (4) 歳入歳出決算（見込み）書抄本（様式第15号）
- (5) 領収書又は支出を証する書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第13 補助金は、規則第13条の規定による額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、事業の遂行上必要があると認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により補助金を交付することができるものとし、その請求書の様式は様式第16号によるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第14 課税事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式第17号により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額の返還を命ずるものとする。

(その他)

第15 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

別表1（第3関係）

圏域	市町村
仙南圏域	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
仙台圏域（仙台市を除く。）	塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、松島町、利府町、名取市、岩沼市、亘理町、山元町、富谷市、大和町、大郷町、大衡村

別表2（第5関係）

(1) 人材確保事業

1 事業の区分	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助 限度額
精神科病院が「療養生 活継続支援加算」を算 定するために新たに 採用した専任の精神 保健福祉士の人件費	知事が認めた額	事業の実施に必要な次に 掲げる経費 1 報酬、賃金、給料、職 員手当、共済費等 2 通勤手当、旅費	10/10	3,500 千円

(2) 人材育成事業

1 事業の区分	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助 限度額
(1) 地域移行支援・ 地域定着支援にか かる自所属内で実 施する研修会・セミ ナー等	知事が認めた額	事業の実施に必要な次に 掲げる経費 1 報酬、賃金、給料、職 員手当等 2 報償費、謝金 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃 料費、会議費、印刷製本 費、光熱水費） 5 食糧費 6 役務費（通信運搬費、 手数料、保険料及び広 告料） 7 使用料及び賃借料 （有料道路通行料、会 場賃借料）	10/10	150千円
(2) 地域移行支援・ 地域定着支援にか かる自所属外で実 施する研修会・セミ ナー等（外部研修へ の派遣）				